仕　様　書

１　委託名

　　井戸付耐震性貯水槽等点検整備委託

２　業務内容

（１）井戸付耐震性貯水槽

①別表１に基づき、点検・整備を実施すること。

②次亜塩素酸ナトリウム溶液(塩素濃度５％以上)１８ℓを、井戸付耐震性貯水槽設置か所１０か所にそれぞれ補充すること（年１回）。

③年１回、井戸付耐震性貯水槽１０基の清掃消毒、受水槽清掃、沈殿物処理、その他槽内清掃に係る業務を行うこと。

（２）非常用井戸

①別表２に基づき、点検・整備を実施すること。

②打瀬小学校においては、年１回、設置されている非常用井戸排水設備２台の点検・整備を行うこと。

（点検項目）

ア　電圧・電流測定

イ　絶縁抵抗測定（500Ｖ）

ウ　ポンプ引き上げ外観点検及び動作確認（スクリーン清掃を含む）

エ　その他、必要と認められるか所

（３）非常用井戸塩素交換

ア　別表３の小学校等に設置された非常用井戸について、薬液タンク内の塩素溶液を抜き取り、中和及び廃棄処分をすること。

イ　次亜塩素酸ナトリウム溶液（塩素濃度５％以上）１８ℓを補充し、別途１８ℓ入１箱を予備として保管すること。

ウ　塩素滅菌装置を運転し、残留塩素濃度の調整を行うこと。

（４）作業開始２週間前までに作業計画書を書類で提出すること。作業計画書には、作業予定日、責任者、作業時の注意事項等を記載すること。

（５）提出された作業計画書をもとに、防災対策課から各施設長へ点検日時の連絡を行うが、その後の日時変更等の細かい調整は、受注者にて行うこと。

（６）作業終了後に報告書（点検整備結果、作業時の写真等）を書類で提出すること。

（７）点検の結果、修繕が必要と判断されるものについては、参考の修繕見積書を作成し、令和３年８月末までに防災対策課宛てに電子メールで送付すること。

３　委託期間

　　契約締結日から令和８年３月３１日迄

４　その他

（１）必要に応じて、各施設の機器台帳、操作マニュアルの作成及び修正を行う。

（２）受注者は次の事項を実施するものとする。

　　①緊急体制

災害時に緊急体制を求められた際は、必要な措置をとること。

　　②故障対応

業務担当者を現地に迅速に派遣し対応を図ること。

　　③参加協力

防災対策課等が主催する防災訓練及び講習会等において必要な協力を行うこと。

　　　・町内自治会及び学校等の防災訓練等の操作訓練

　　　・その他、非常用井戸等の操作講習

　　④実施体制

点検整備における実施体制図を作成し、提出すること。

　　⑤井戸付帯設備の清掃

　　　年１回の点検時に、付帯設備（洗い台、排水口、蛇口等）の清掃を実施すること。

　　　また、落ち葉等の異物により洗い台の排水が悪くなり、水を一定量出した際に洗い台に水が溜まる場合は、異物を除去し排水を良くすること。

　　⑥機能維持のための提言

各施設、各部品の耐用年数や劣化状況等から、推奨される修繕内容について報告すること。

（３）この仕様書に記載のない事項については、必要に応じて、発注者、受注者で協議し定めるもの

　　とする。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 |
| 実施か所 | 千葉公園、千葉工業高等学校、青葉の森公園、千葉市消防局、一本松公園、花見川区役所、稲毛消防署、若葉区役所、緑消防署、美浜消防署　　　計１０か所 |
| 点検回数 | 年１回 |
| 点検項目等 | 設備全般  （１）ろ過能力　　　所定の水量測定、ろ過機の差圧チェック  （２）外観　　　　　装置外観の損傷状況のチェック  （３）各機器   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 機器名 | 点検項目 | 備考 | | 原水ポンプ | 締切圧力  最大流量  カップリング状態  グランドパッキング状態  外観、騒音 | ポンプ性能  ポンプ性能  外観  外観  目視点検 | | 急速ろ過機 | ろ材量  ろ材状態  差圧チェック  シングルコントロールバルブ作動状況 | 覗窓より  目視点検  洗浄実施 | | 薬注ポンプ | 吐出量  背圧弁状況  外観、騒音 | 目視点検 | | 処理水槽 | 水槽内汚染状況  レベルゲージ状況 | 目視点検  汚れ具合 | | 処理水槽水  ポンプ | 締切圧力  最大流量  カップリング状態  グランドパッキング  外観、騒音  自運転状況 | 目視点検  圧力スイッチ作動状況 | | 手動バルブ | 作動状況  漏水チェック |  | | 電気操作盤 | スイッチ類点検  マグネット類点検  レベルスイッチ作動状況 |  |   ＊点検終了後、受注者は、発注者に対し、すみやかに点検結果を報告すること。  ＊清掃消毒、受水槽清掃、沈殿物処理、その他槽内清掃は年１回実施すること。 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　容 |
| 実施か所 | （中央区）　１０か所  本町小学校、寒川小学校、蘇我小学校、生浜西小学校、院内小学校、  松ヶ丘小学校、新宿小学校、星久喜小学校、川戸小学校、都小学校 |
| （花見川区）１１か所  幕張小学校、旧花見川第二小学校、旧花見川第三小学校、検見川小学校、  上の台小学校、長作小学校、朝日ヶ丘小学校、さつきが丘東小学校、  犢橋小学校、横戸小学校、宇那谷第一緑地 |
| （稲毛区）　９か所  稲丘小学校、緑町小学校、園生小学校、千草台小学校、弥生小学校、  草野小学校、宮野木小学校、山王小学校、都賀小学校 |
| （若葉区）　７か所  大宮小学校、みつわ台南小学校、桜木小学校  若松小学校、千城台わかば小学校、白井小学校、更科小学校 |
| （緑区）　　８か所  誉田小学校、泉谷小学校、土気南小学校、越智小学校、有吉小学校、  大椎小学校、土気小学校、おゆみ野南小学校 |
| （美浜区）　１２か所  幸町第三小学校、幸町小学校、高洲第三小学校、稲浜小学校、幕張西小学校  磯辺小学校、高浜第一小学校、稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校、  高等特別支援学校、真砂第五小学校、打瀬小学校、真砂東小学校 |
| 点検回数 | 年１回 |
| 業務内容 | （１）動作確認をし、点検結果を検査した月の最終日までに発注者に報告すること。  （２）水の汲み出しを実施する（汲み出し時間は、最低３０分）。  ＊井戸減水等により水の汲み出しが実施出来ない場合、排水溝等から水が溢れる場合など、業務に支障を生じる事態が生じた場合は、適宜、発注者に連絡し、指示を仰ぐこと。  ＊点検終了後、受注者は、発注者に対し、すみやかに点検結果を報告すること。 |

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　容 |
| 実施か所 | （中央区）　１０か所  本町小学校、寒川小学校、蘇我小学校、生浜西小学校、院内小学校、  松ヶ丘小学校、新宿小学校、星久喜小学校、川戸小学校、都小学校 |
| （花見川区）１１か所  幕張小学校、旧花見川第二小学校、旧花見川第三小学校、検見川小学校、  上の台小学校、長作小学校、朝日ヶ丘小学校、さつきが丘東小学校、  犢橋小学校、横戸小学校、宇那谷第一緑地 |
| （稲毛区）　９か所  稲丘小学校、緑町小学校、園生小学校、千草台小学校、弥生小学校、  草野小学校、宮野木小学校、山王小学校、都賀小学校 |